

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件 四九五
- 道路の区域を変更する件 四九五
- 道路の供用を開始する件二件 四九五
- 福島県選挙管理委員会 四九五
- 個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨報告があった件 四九六

告 示

福島県告示第五百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年八月十八日から同年十二月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年八月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
片倉フィラチャー 福島県いわき市平字三倉六十八番地一ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 別紙書面のとおり
(変更後) 別紙書面のとおり

- 三 変更した年月日
別紙書面のとおり
- 四 届出年月日
平成二十七年六月十九日
- 五 届出をした者
片倉工業株式会社

（「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
（商業まちづくり課）

福島県告示第五百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十七年八月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道郡山 湖南線	郡山市湖南町館字奈良 橋川二六四二番二地先 から	変更前 変更後	一〇・〇 四七・五	五五〇・〇 五五〇・〇
	同 市湖南町館字入辰 目二五九四番九地先ま で	変更後	一〇・〇 三二・〇	五五〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十七年八月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道郡山湖南線	郡山市湖南町館字奈良橋川二六四	平成二十七年八月一八日

二番二地先から
同 市湖南町館字入辰目二五九四
番九地先まで

(道路計画課)

福島県告示第五百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十七年八月十八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年八月十八日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二五二号	大沼郡金山町大字大塩字休場三一九一番一地从り 同 郡同 町大字大塩字上中山三二七八番一地从り先まで	平成二十七年八月二〇日

(道路計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第六十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に規定する施設として次の施設を指定した旨、桑折町選挙管理委員会から報告があった。
平成二十七年八月十八日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名 称	指定施設の管 理 者	聴衆席の面積	聴衆席収容見込人員数
平成二十七年八月四日	桑折町大字上郡字弁慶二〇番地の一	桑折町屋内温泉プール・多目的スタジアム	桑折町長	三三八・三八平方メートル	三〇〇人